

次期計画の成果目標に係る本市の目標設定の考え方（国の基本指針と異なる目標について）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- (1) 令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の割合
- (2) 令和元年度末時点の施設入所者と比較した施設入所者の削減割合

○ 本市の状況（施設入所者数・地域移行者数）

計画 年度	第1～2期						第3期			第4期			第5期			
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2.11
入所者数	484		不明		413	409	408	410	397	396	399	396	385	378	385	387
移行者数	—	7	6	24	21	19	7	17	2	2	4	4	5	2	1	0
累計	—	7	13	37	58	77	84	101	103	105	109	113	118	120	121	121

○ 計画の進捗状況

計画 対象年度	第1期～2期 平成17年10月～23年度末	第3期 平成17年10月～26年度末	第4期 平成25年度末～29年度末	第5期 平成28年度末～令和2年度末
国の基本指針	484人の10%（48人）	484人の30%（145人）	397人の12%（48人）	396人の9%（36人）
県目標（参考）	15%	30%	7%	3%
市目標	12%（58人）	22%（106人）	7%（28人）	6%（24人）
実績	17.4%（84人）	21.7%（105人）	3.8%（15人）	2%（8人）

○ 入所者の状況（令和元年度末）

- ・ 障がい支援区分別の状況について、区分5・6（重度）の入所者が90%を超えている。
- ・ 年齢別の状況について、50歳以上の入所者が50%を超えている。
- ・ 入所期間の状況について、5年以上入所している入所者が80%を超えている。

○ 入所待機者の状況

- ・ 短期入所を利用しながら、施設入所の空床を待つ障がい者が少なくとも30人を超えている。

・ 本市においては、これまで、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、障がい支援区分が比較的軽度である対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行している。

・ 現在、本市の施設入所者は、重度化・高齢化や入所期間が長期化しており、今後の地域移行は近年と同様に少数しか見込まれない。

・ また、短期入所などを利用しながら市内の入所施設の空床を待つ重度の障がい者等が多数いる。

⇒ 上記を踏まえて、地域移行者数及び施設入所者数の削減数について目標を設定する必要がある。

次期計画の目標

・ (1)については、過去3年の実績（平均3人）を踏まえて、令和元年度末時点の施設入所者（385人）の**3%（12人）以上**を地域生活へ移行することを目標とする。

・ (2)については、令和元年度末時点の施設入所者（385人）と**現状維持**とすることを目標とする。

参考（次期計画の目標値）

国：(1)6%以上 (2)1.6%以上

県：(1)1.5% (2)現状維持

2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム

○ 国の基本指針

- ・ 国は、都道府県に対して、「精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」、「精神病床の1年以上入院患者数」及び「精神病床における入院後の退院率」を目標として設定するよう求めており、市町村に対しては、目標の設定を求めている。

○ 本市の状況

- ・ 行政、事業所等の関係機関において、地域移行支援の利用が有効と思われる入院患者についての情報共有をしながら、必要なサービスの調整を行っており、協議の場については、今年度末の設置に向けて保健所等とどのような場が適切であるか検討を行っている。国は、市町村に対して、目標の設定を求めているが、本市においては、今後、その協議の場において、精神障がい者の地域移行を進めていくにあたり、目標を設定し、関係機関と連携を図りながら支援を実施することで、地域移行に取り組んでいく。

精神障がい者が地域へ移行し、安心して自分らしい暮らしができるよう、令和2年度設置予定の保健・医療・福祉関係者による協議の場において、「入院中の精神障がい者の地域生活支援」に必要な取組について、意見交換等を行い、**精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施することを目標とする。**

5 障がい児支援の提供体制の充実

- (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

○ 国の基本指針

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置
- ・ 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

○ 本市の状況

- ・ 福祉型児童発達支援センター2か所（市設置1、県設置1）、医療型児童発達支援センター2か所（市設置1、県設置1）を設置済
- ・ 保育所等訪問支援事業を実施する事業所が3か所ある。（市直営1、民間2）

- (2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

○ 国の基本指針

- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保

○ 本市の状況

- ・ 現在、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ2か所で運営

- (3) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

○ 国の基本指針

- ・ 保健、医療、障がい福祉、等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

○ 本市の状況

- ・ 医療的ケア児支援の協議の場として、発達支援ネットワーク会議を設置済、コーディネーターの配置については未実施

障がい児支援の提供体制の充実に係る目標については、(3)のコーディネーターの配置以外は国が求める目標値を満たしていることから

・ (1)については、民間事業所に対し、**サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援を実施すること及びサービスを必要とする人が支援を受けることができるよう、保護者及び事業所へ理解を得ながら利用促進を図ることを目標とする。**

・ (2)については、重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、**児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図ることを目標とします。**

・ (3)については、**医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組むこと及び医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実・強化を図ることを目標とする。**